

# 食品安全委員会食品安全確保総合調査の実施について (平成23年2月7日 調査・研究企画調整会議決定)

(最終改正：平成25年4月1日)

## 第1 趣旨

この決定は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号に規定する科学的調査として食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行う食品安全確保総合調査（以下「調査」という。）について、その効果的かつ効率的な実施のために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 調査の内容

調査は、入札により行う請負調査であって、「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定）に沿って行うものとする。

## 第3 調査の対象課題の案の選定等

「調査・研究企画会議の設置等について」に基づき設置された調査・研究企画会議は、食品安全委員会事務局から調査の対象課題の案の提案を受けたときは、原則として、調査を開始しようとする前年度の3月中に調査計画書等を審査し、調査の対象課題の案を選定し、その結果について速やかに委員会に報告するものとする。

## 第4 調査の対象課題の評価

調査の対象課題は、その終了後、調査・研究企画会議において、評価を行うものとする。

## 第5 調査結果の公開

調査結果は、原則として委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開することとする。

ただし、公開することにより、個人の秘密や企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合には、非公開とすることができる。

## 附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。